

## 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例(抜粋)

### 第6章 廃棄物減量等推進審議会

第32条 法第5条の7第1項の規定に基づき、東大阪市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体その他の団体の役員

(3) 本市の住民

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則(抜粋)

(審議会の会長及び副会長)

第14条 条例第32条第1項の東大阪市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第16条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(審議会の運営に関する事項)

第18条 第14条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(案)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例(平成5年東大阪市条例第3号)第32条第4項の規定による委嘱後最初の審議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。